1988年4月1日 発行

みなみかわち 町議会速報 （第53号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺3311〜158
自治医大住宅 2号棟2番

改選と臨時議会後の慌ただしさがまだ残る中、3月10日から18日まで63年第1回定例会が開かれました。請願・決議案を含め16議案の審議と3議員による一般質問が為されました。概要をお知らせします。

《審議事項》

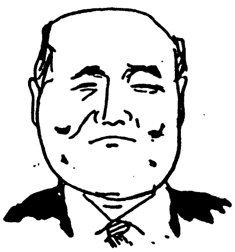
1.同意第 1号 町議会選出監査委員の選任同意について	賛成全員	可決
2.議案第 4号 63年度固定資産税の納期に関する特例条例	〃	〃
3. 5号 農業後継者配偶者斡旋の褒賞条例の改正	賛成多数	〃
4. 6号 町職員の勤務時間等に関する条例改正	賛成全員	〃
5. 7号 町道認定	〃	〃
6. 8号 62年度町一般会計補正予算(第8号)	〃	〃
7. 9号 〃 農業共済事業会計補正予算(第2号)	〃	〃
8. 10号 〃 水道事業会計 〃 (第2号)	〃	〃
9〜13 11〜15 63年度町会計予算（5件）	〃	〃
14. 16号 小山広域保健衛生組合規約一部変更	〃	〃
15.請願第1号 ジュネーブ条約追加議定書加入について	〃	採択
16.決議案第1号 地方議会権能充実等を図る地方自治法改正	〃	決議

§ 議案等の号数は暦年毎の通し番号です

【一般質問】

①舘野鉄男 ②村尾光子 ③園部一栄
の3議員（通告順）

☆監査委員に
大沼多二郎議員
（4期目）



★63年度一般会計予算額は３５億４９６１万円
(62年度当初より3.5%の伸び)

【歳入】

自主財源(19億3347万円)54.5%						依存財源(16億1611万円)45.5%				
町税 28.1%			分担金負担金 10.8%	繰入金 12.8%	財産収入	地方交付税 16.6%	国庫支出金 12.2%	県支出金	地方譲与	町債 9.3%
町民税 9.2%	固定資産税 12.6%	その他								

都市計画税 0.9%

【歳出】

《目的別では》

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産費	商工費	労働費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費
2.1%	12.1%	4.5%	7.3%	8.0%	0.3%	0.1%	35.8%	3.8%	22.7%	3.1	0.3%

《性質別では》

人件費	物件費	維持補修費	補助費	扶助費	普通建設事業費 46.9%		公債費	積立金	出資金	繰出金	予備費
					補助事業	単独事業					
19.3%	10.3%	0.9%	13.1%	0.8%	31.6%	15.3%	3.1	1.2%	3.3	0.8%	0.3%

《財源別では》

一般財源	特定財源
50.3%	49.7%

特定財源：国・県支出金、地方債、公団負担金など

《経費別を大まかに分けると》

経常的経費	臨時的経費
45.6%	54.4%

経常的経費：(例年ほぼ決まって支出する町にとって欠かせない経費)(人件費・物件費・維持費・公債費など)

臨時的経費：(経常的経費を除いた建設事業費など)

☆土木費の占める割合が大きいのは諏訪山都市公園・別処山運動公園・日生団地内公共下水道事業と大事業がある為です

☆農林水産費は吉田農協のライスセンター建設が完了したので、昨年より少なくなりました

☆学校建設は祇園小・吉田東小特別教室建築が終わり、中学校改築(～64年度)と東小の大改修(旧校舎の内部改修と窓枠取り替え)を実施します。

《主な事業》

(単位：万円)

議会費 7365万円

議員報酬・期末手当・費用弁償 5042,研修(18名) 63,海外研修(1名) 51,議長交際費60,

総務費 4億2823万円

行政事務連絡員(自治会長)報酬 455,自治会班長事務費 260,自治会振興費 169,行政カレンダー・広報 512,町長海外研修 50,職員海外研修 50,町長交際費 150,公用車購入(小型車・バイク各1台) 107,積立金 4400,町民まつり 760,仁良川コミュニティーセンター建設 6180,納税奨励・前納報償 957,選挙費(知事選;63年12月) 328,ガードレール・カーブミラー 200,

民生費 1億5956万円

敬老年金(80歳以上;7000円/人) 217,老人家庭奉仕員(2名) 372,敬老会(70歳以上,1034人) 282,老人給付(紙おむつ,エアーマット,入浴サービス,乳酸飲料,福祉電話) 590,寝たきり老人短期保護事業 14,老人クラブ関係 226,町社会福祉協議会 876,重度心身障害者医療費 411,児童手当 1749,乳幼児医療費 54,妊産婦医療費 105,母子家庭医療費 102,保育所 2752(人件費を除く、このうち"わかくさ保育所"へ1699)

衛生費 2億5847万円

幼児心臓検診(4歳児) 40,視力検査器 10,小山広域保健衛生組合負担金 10853,水道会計補助 3343,老人保健会計繰出金 3006,石けん化推進 8.3,家庭雑排水対策 77,生ゴミ減量対策(コンポスト 200コ補助) 40,町内小河川水質検査 242,B型肝炎予防接種 13,パッカー車買替え 635,健康審査(成人全員) 632,各種ガン検診277,

労働費 441万円

勤労者体育センター維持管理・備品(16) 441,

農林水産業費 2億5874万円

簡易水道整備(水道会計へ出資) 11681,水田農業確立対策(町単補助含む) 4571,農業後継者育成対策 457,病害虫防除 489,地域農業集団育成 60,地域特産品振興対策 1008,食と緑の博覧会 52,農地流動化奨励 420,土地改良 676,

商工費 949万円

商工会 550,地場産業振興育成(結城紬) 65,観光対策 10,たばこ消費税確保対策25,

土木費 12億7283万円

サイクリングロード除草 204,舗装新設工事(8路線) 7790,改良工事(5路線) 1412,舗装修繕(7路線) 2250,発掘調査 619,道路用地費 9671,補償費 1581,日生団地公共下水道 19100,別処山運動公園 8560,諏訪山公園 32951,

§土木費中の発掘調査費は社会教育費にも含めました。

消防費 1億3347万円 常備消防(石橋地区消防組合負担金) 9522,非常備消防 3140(ポンプ積載車2台購入含む),防火槽設置(4基) 640,
教育費 8億 750万円 文部省研究指定校(薬小;道徳) 15,いきいき栃木っ子指定(吉田西小) 5,社会科副読本 117,教育懇談会 22.4,小中学校各種大会参加費(バス借上げ) 444,学校費 54515(5校,うち東小改修 3069,中学校改築 38940),幼稚園就園奨励費 904,公民館 2177(東分館改修 44.3,印刷機購入 90,学級講座講師謝礼 95.9),図書館 3609(図書備品購入 1065),下野薬師寺跡用地取得・補償 3340,文化協会 30,町史編纂 2937,発掘調査 2080(土木費関係も含む),遺跡分布調査 90,仏像図録集発行 30,婦人海外研修(1名) 17,青年海外研修(1名) 13.5,婦人国内研修(40名) 25,婦人のつどい 22,町民体育祭 430,体育協会 120,体育施設管理委託 151,文化講演会 30,
公債費 1億1073万円 地方債償還 5412,利子 5657,

§町費補助の海外研修者は5名予定(町長・議長・職員1名・青年1名・婦人1名)

☆借金と貯金は?

《借金》	63年度末地方債の現在高見込み		12億6603万円
	三王山簡易水道・運動場用地費借入残金		7672万円
	祇園小設計費		2843万円
			13億7118万円
	(このほか祇園小建設費や利子補給の債務負担もあります)		
《貯金》	63年度当初予算での基金残高	財政調整基金	1億9000万円
		教育減債 〃	5 9000
		公共施設整備 〃	7 5000
			15億3000万円

★特別会計予算は

◎国民健康保険事業 ; 4億9232万円 (保険税率は据え置き)
◎老人保健 〃 ; 3億7343万円 (医療給付費急騰、特に入院・看護費)
◎農業共済 〃 ; 1億9740万円
◎水道事業 〃 ; 2億4875万円 ─┬ 収益的収支 1億1313万円
　　　　　　　　　　　　　　　　└ 資本的 〃 1億3581万円

★その他の議案

(1)町職員も4週6休制となります (63年4月より)

62年は1年間4週6休の試行をしてきましたが、国家公務員の制度改正と合わせて実施します。(試行段階では80〜90%の実施率と言っていたが大丈夫だろうか?)

(2)農業後継者の配偶者斡旋を奨励する褒賞制度を全面改正します

従　　　来	改　　　正
①５０ａ以上の耕作者	①１４０ａ以上の経営面積
②社会保険加入者は該当しない	②年間60日以上の従事かつ農業後継予定者
③媒酌人(1組2名以内):１組１万円	③媒酌人１人１万円

㊟規準以上の農地を有する家の子弟に経営権が委譲されていなくても(サラリーマンでも)、その親と媒酌人は御褒美がもらえます。専業農家でなくても良いのです。
深刻なのは分かります。でも、今回制度を全面改正するまでの12年間、農家自らの意識改革などの努力はどうだったのでしょうか。この方が余程大事だし、従来の制度の時限延長すれば、それだけで良かったと思います。
日本の農業を守るには、こんな対症療法策で成果を期待できるのでしょうか?
まずモノとカネ中心の子育てを見直さなければ・・・と思うのですが。　㊐

(3)町道路線認定 ; 20路線,延長 5,910m → 町道の総延長は２１万８０００ｍ

(4)62年度会計補正予算

◎一般会計 補正額 24,648千円 ──→ 予算額 37億7656万円

国・県支出金などの額決定、財源不足分は財調基金より2567万円繰り入れ

【歳入】 寄付金(2名より,福祉事業へ)　50万円

【歳出】
- 町道73号線改良工事費一部を63年度に繰り越し　2317万円
- 流域下水道事業に関する水道事業(水道会計へ)　1704 〃
- 街路整備(3・4・6,1-3)　840 〃
- 農業後継者育成資金債務負担(69年まで)　44 〃

◎農業共済事業 災害なく無事戻し金を454万円(稲・麦),25万円(施設園芸)

予算審議で総務常任委員長から指摘がありました。《軽自動車税滞納分の40%は自治医大学生が県外に転出する際、廃車手続きをしない為》との事。
ウッカリさん組もあるでしょうが、住民票を移すときには是非一緒にお願い。
税務課職員が苦労しています。

予算案の説明は全く簡単でした。要領良く説明するのも大事ですが、尋ねられるまで知らん顔では不親切です。積極的に理解を求める姿勢ではありませんね。多くの議員も"詳しくは常任委員会に任せる"雰囲気です。そして、各常任委員会の審議はほぼ同じ日程ですから、他委員会担当の内容を知りたくても傍聴が出来ません。『慎重審議』とよく言いますが、どういうことかしら?

一般質問

①舘野鉄男議員

1.農業問題について

(1)水田農業確立対策(米需給均衡化対策)関連について62年度は転作目標を上回り102%の達成だったが、このうち保全管理と青刈りが10.3%もある。土地条件整備、作目の選択、団地化構想、定着化対策はどうか。

【答】従来の転作指向から生産構造変換に来ている。時代に合った生産構造確立の為、国・県の援助を仰ぎながら進める。土地条件整備として農地集約、経営規模拡大、用排水整備が必要。地域農業者全体の合意が不可欠だし農家自らが変えようと思わなければだめ。生産者も米消費が減退している。農業者の自主的取り組みを目指し、農協と一体になり地域輪作農法を確立する。指定作目のほうれん草・いちご・ニラ・ブロッコリーの地域特産品形成事業を進めており、潅排事業は土地改良区を指導し改良する。（町長）

(2)都市化が進展する中、農業政策をどう展望するか。緑地公園・遊歩道貸農園・貸果樹などはどうか。薬師寺跡隣接地に取得した20aの土地を利用してはどうか。

【答】環境庁の首都圏自然道整備事業を導入すべく県観光林務課と協議を進めており63年度より祇園原バス停～上吉田砂原橋の9kmを整備する。各施設を関連付けながら緑化公園も考える。薬師寺の溜池は土地改良の潅がい用水機能もあり水利用を考えた上でないと整備できない。(町長)

(3)三王山地域のゴルフ場建設計画は財源確保から好ましい。その後どうなったか。

【答】62年7月，ビッグジャパンプラニング社より93ha(南河内 51，上三川 42)の開発上申書提出が有った。該当地は農振地域かつ文化財埋蔵地であり、県では農地20%を超える場合と併せて審査対象外としており、開発は不可能である。上申書を取り下げるよう指導している。（都市計画課長）

2.公共施設の地域配分について

(1)施設の地域配分の基本的考え方は?役場周辺にあるのは管理上良いが西に片寄っている。

【答】『西高東低』意識は有識者に多いようで残念だ。最少費用で最大効果を上げるべく、総合計画に基づき年次計画で進めている。東西の“差”はつけていない。（町長）

(2)中央公民館東分館の改修整備はどうか。徹底した改修が必要だ。

【答】婦人団体代表者との話し合いの中で、要望もあり、調理室の床・調理台・和室ふすまなど改修する。耐用・経過年数もあり徐々に整備する他ない。63年度はゆうがお学級吉田教室や健康料理教室が予定されている。（町長）

(3)東部地域に役場跡地を利用してコミュニティーセンター設置を。

【答】地域住民が自主的主体的に活動する場としてコミュニティーセンターを設置している。s.59年にはモデルとして西区に設置。63年度は新旧住民の混在率が40%近い仁良川に自治宝くじ益金還元金を利用して設置する。吉田地区については十分検討する。（町長）

㊀公民館東分館については数年来教育民生常任委員会で、公民館としての内容充実を問題提起し続けてきました。議会での意見要望より、住民から直接要望したほうが効果が早そうです。根本的な施設改善と職員配置は今回も予算審議の折り要望しました。単なる施設の改修だけでは公民館ではありません。コミュニティーセンターは建物だけ。公民館は施設と合わせて社会教育指導者が居るのです。土地改良区への貸し室も目的外使用ですね。㊁

(4)田川以東の簡易水道事業の具体的構想は。



【答】水質汚濁が進んでいる。行政指導により河川は一時よりきれいになっているが、下流である地域性を深刻に考え、営農・飲雑用水として簡易水道に着手する。認可について協議中であるが、63年度は水源予定地で試掘し水質調査実施する。　（町長）

(5)農村環境改善センター施設の概要と工程見通しは。

【答】農業関連団体、農村活動の核となるもので、農業、生活改善、創作、図書、住民活動促進の為のセンターだ。用地5000m²は取得済み。床面積940〜950m²となろう。簡易水道と同時着工は国の承認が難しい。その間、予定地は住民の為の広場とする。　（町長）

②村尾光子

1.図書館事業について
図書館利用計画を示せ。
①計画期間・策定期間
　策定機関・内容
②図書館協議会との関連
③他計画との関連



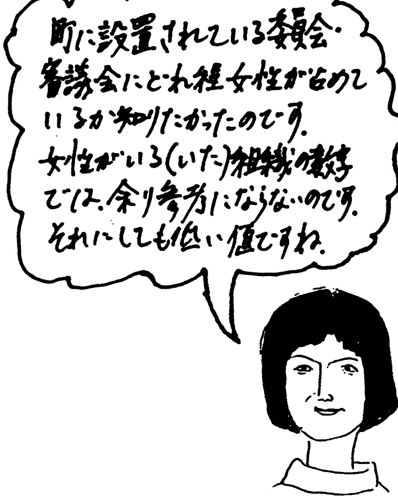
【答】62年度の図書館利用計画は建設時補助金申請の折作ったもので、職員配置と蔵書計画程度の簡単な内容であった。委員には完全な形としては示せなかった。　（図書館長職務代理、社教課長）
62年は1年間利用情況の実態調査をした。63年度より5ケ年計画及び1年の実施計画を策定すべく草案を作った。今月(3月下旬)の図書館協議会に案として提案する。
社会教育計画、町総合計画との整合性を図りつつ策定する。

2.住民参加行政促進の為の各委員会・審議会の在り方について。

(1)特に法令・条例で定められた委員会・審議会の委員選任・委嘱について。

①団体代表を選ぶ団体はいかなる方針で選択しているか。
一人一役、一団体一役となるよう配慮されたい。

②女性登用の状況は。



【答】自治法上定められた委員会・審議会は行政執行上必要なものである。都市計画審議会、文化財調査委員会(㊟学識経験者・議会代表からなり、団体代表委員はいない)などは専門分野であり、団体の固定化は避けられないので、画一的な基本方針は決めるべきではない。しかし、行革懇談会、農業振興協議会、消防委員会など町独自に持つ委員会では各界、各層から男女を問わず登用し、より多くの意見を聞いている。

女性委員数は、教育委員 1、社会教育委員 3、公民館運営審議会 7、表彰審査委員 1(㊟62.3まで)、行革懇談会 1(㊟すでに解散)、体育指導員 1(㊟かつて女性がいた)の計 20名と24%を占めている。

(町長)

教委関連の社会教育委員・公民館運営審議会・図書館協議会は同じ立場で同一と考えている。団体入替えについては4年間を区切りとして(㊟任期は2年)3つの中でローテーションする。それぞれの団体で代表者を推薦するシステムを取っている。
公民館運営審議会は今回の改選期にあたり、両農協代表を一人に減らし、南河内子ども会育成会連絡協議会から新たに一人とした。　(教育長)

《㊟は村尾》

[意]とかく女性代表といえば婦人会、あすなろ会、若妻会の代表がすべての代表格の感がぬぐえません。学習を深め、運動を展開している団体は他にもあるでしょう。専門性が問われるなら—— 学術的な専門性ではない ——同様の団体からではなく、多様な団体から代表者を選び広く町民の意向を聴くべきと思います。固定化はマンネリに陥りやすい。専門性を要求するなら、行政は積極的に住民の意欲向上と研修充実に力を入れるべきではないでしょうか。社会教育委員も公民館運営審議会委員も図書館協議会委員もそれぞれに、固有の役割がある筈です。"同じ立場で同一"視されていたら、存分な機能発揮ができないと思います。[光]

(2)委員会・審議会への諮問、協議状況はどうか。

①町長部局では、この様な機関・組織を活用しているのか。

【答】なし。(回答された内容からは、該当する項目は無かった。)

②教委部局での社教委員、公害審・図書館協議会での諮問、審議事項、及び答申の処置について説明せよ(近年の状況)。

【答】諮問という形は長期的計画や新しい事業についての時とっており、委員は多年の経験と知識を要求される。通常はその必要は無く、執行者と委員の意見をもとに協議している。文化財調査については諮問・答申を得ている。
(教育長)

社教委員の独任制故の意見上申については『後刻報告』とだけでウヤムヤにされた。
(㊟独任制とは、委員全員の合意を得なくても委員個人で意見を上申できるもの)

㊜要するに、教育委員会では社教委も公運審も、図書館協議会も、建前だけでその性格・意義はどうでもよいのでしょう。住民意向を聞く形態と手続きだけを取っているように思えます。こうした機関の機能を発揮するのは委員次第のようです。町長部局も同様ですね。時間とお金がもったいない・・・ 光

3.議会議員の費用弁償について。

(1)支払い状況は。

【答】9回本会議が招集され、述べ291人(㊟定数18)総額37万8300円支給した。
(総務課長)

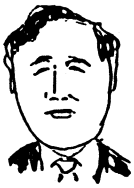
(2)本議会出席の為の費用弁償をどの様に考えるか。廃止し、議員報酬と一体化すべきではないか。

【答】地方自治法に基づき支払っており、費用弁償と報酬は一体化すべきではない。近隣町と均衡をはかり、額を決定している。
(町長)

㊜議員は月額17万円の報酬の他に、本会議に出席すると1回 1300円の費用弁償があります。議員の職責上、本会議に出席するのは当然ではないでしょうか。町内から役場までどれ程の旅費がかかるというのでしょうか。(町条例では本会議出席とは別に公務出張の為の旅費支給の条文もあります。また、別枠で研修費年間35,000円/人もあるのです。)昼食代も含めて頂いているようですね。市では、支給していないところもあります。役務の為の費用弁償なら、学習など調査研究の実費弁償の方がより有効だと思います。
特別職報酬審議会委員にはこんな状況を説明しないそうです。
委員になる方考えてみて下さい。
"本会議の費用弁償はやめましょう。"
これは決して地方自治法に違反している訳ではありません。が、現状では旅費食事代付きの会議出席です。変えるのは議員一人一人の意識次第でしょうが 光

③園部一栄議員

1.資料館建設計画について
安国寺西側に町が取得した
2000㎡の土地利用は？



【答】指摘の土地は西回廊跡保存の為s.46年買収した。薬師寺跡保存整備計画（s.57年策定）では保存区域外に資料館建設という方針。文化庁の補助を受けながら進めているので時期は未定。駐車場 2000㎡、資料館建物 5〜600㎡という計画。（社会教育課長）

2.水田農業確立対策について
休耕田利用と転作作目育成は？

【答】63年度から補助事業として地域輪作モデル農法の確立に取り組む。（経済課長）

定例会が終わって、ホッと一息

新しいメンバーによる初めての定例会。『論客が多いよ』と聞いていましたが、割りと静かにあっさりと済みました。でも、私の一般質問の時には、再質問の途中で『議長！』と２回も発言を求める声がありました。その場はそのまま過ぎましたが、後で『質疑（㊟質疑ではなく質問なのです）打ち切りの動議を出したかった。議長は発言を認めるべきだ』、そして『（再質問は）焦点がなく、小学生以下だね』との酷評。
質問している方は懸命でしたが、聞いている人達には余程ひどかったのでしょうか。“反省しなくては”と思うのですが、具体的にどこをどうしたら良いのか、残念ながら分かりません。
私もイライラしていました。冒頭、登壇して質問した時言及した事を、答弁として長々と繰り返され、最も聴きたいところを端折られてしまうのですから。質問と答えがかみ合っていなかったのは事実です。質問者として、分かりやすく簡潔に表現する努力をしなくてはいけないと思いますが、執行部も質問趣旨を充分に理解して欲しい。何しろ、質問事項はあらかじめ提出しているのですから。
それにしてもこの議員は、新人とはいえども簡単に同僚を評価できるのですから、さぞ優秀で自信のある議員なのでしょう。活躍の様子から学ばせて戴きます。

㊌どなたか

お手伝いして下さいませんか？

この『みなみかわち町議会速報』を印刷、とじ合わせ、配布する単純な作業です。
年に数回、不定期です。お礼は８００円／時間位お払いできます。
村尾（☎44—5418）まで御連絡下さい。